

令和元年10月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和元年10月7日（月）
- 2 場 所 市役所南別館3階 教育委員会室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後3時29分
- 5 出席者
教育委員
児玉教育長、赤松委員、中原委員、濱田委員、岡村委員
説明者
栗山教育部長、岡田教育総務課長、深江学校教育課長、田畑スポーツ振興課長、
園田生涯学習課長、桑畑文化財課長、羽田野都城島津邸副館長、黒木高城地域振興課長
福重山田地域振興課長
事務局
鶴島教育総務課副課長、椎屋教育総務課主幹、佐土教育総務課主査
- 6 会議録署名委員
中原委員、濱田委員

1 開会

◎教育長

ただいまから令和元年度10月の定例教育委員会を開催いたします。どうかよろしくお願ひいたします。

本日の委員会の終了時刻でございますが、午後3時30分を予定しているところでございます。皆様方の御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、まず市民憲章朗読、事務局、よろしくお願ひします。

2 市民憲章朗読

3 前会議録の承認

◎教育長

では、前会議録の承認につきまして、皆様方のお手元に令和元年7月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、当該委員会の会議録署名委員である赤松委員と濱田委員に署名をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

4 会議録署名委員の指名

◎教育長

それでは、本日の会議録署名委員でございますが、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、中原委員と濱田委員にお願いをいたします。よろしくお願ひします。

5 教育長報告

◎教育長

それでは早速、教育長報告に入らせていただきますが、その前にこの運動会、体育大会の御対応まことにありがとうございました。天候もいろいろありで、大変なところもあったわけですけど

も、無事、昨日をもって全ての体育大会、運動会が終了したところでございます。御協力ありがとうございました。

では、レジュメに沿って御説明を申し上げます。

10月定例教育委員会の教育長報告といたしましては、大きく分けて2点でございます。9月議会の一般質問からとそれと生徒指導の状況についての御説明です。

9月議会からはかなりのまた質問が出たわけなんです、そのうちのアからコまでを抜粋しましてここに示させていただいております。

まず、アでございます。

休校中の御池小学校の今後についてという荒神委員から質問がありました。市教委で休校から廃校に向けた基準を明記しているものはありません。ですから、今後とも地域の声にしっかりと耳を傾け、地域の課題等に対応していくというふうな回答をさせていただいたわけでございます。御池小学校、休校のままずっとそのままということもなかなか厳しいかなというふうに思っておりますが、そういう意味での御質問だったと思います。今後また何か動きがあればお伝えしていきたいと思っております。

イでございます。

臨時休業の基準を尋ねるということで2名の議員から御質問がありました。明確な基準はないということ、それから児童生徒の命を最優先に判断をする。市内全域については教育長が臨時休業を命じることができますし、各学校、地域の状況によって、校長も判断することができるというふうになっております。この質問につきましては、まずは7月の1日ですが、ことしの、避難勧告発令後にも登校させたということが森議員のほうから出ました。確かにそのとおりであったんですけども、なかなか月曜日の朝ということで連絡が行くことが難しかったということで、このためにけがをしたとか不具合があったということはありませんでした。

荒神議員のほうは、また逆に、7月3日の日でございしますが、都城市は休校、三股町は通常どおりといううことがありました。結果、登校させても問題なかったのではというそういうニュアンスで御質問があったわけですね。一つ一つの判断につきまして、校長会等、朝早くから集まってもらいまして判断をしているわけでございます。その結果がたまたま三股町と違っていたということなんです、今後とも、先ほど申しましたように、児童生徒の命を最優先にしながら考えていきたいというふうに思っております。また三股町とも連絡を密にしていきたいというふうに思っているところです。

続きまして、ウでございます。

平和学習について、平和教育についてですが、2名の議員から質問がありました。小中学校の時期から平和の尊さについて学んでいくことは大変重要であり、当時の経験について語り継ぐ方も減っているため、市民に呼びかけ当時の資料等を集めたいというふうに答弁をさせていただいているところです。お二人とも語り部の方が御高齢になって戦争を伝えるということは難しくなっているのではないかと趣旨の御質問でしたので、このようにお答えさせていただきました。またこの資料等につきましては、文化財課が主に当たっていきたいというふうに思っております。

続きまして、エでございます。

文部科学省通知で学校における通学用服等の学用品等の適正な取り扱いについてというのがあるんですが、これについて質問がされました。この通知は、平成30年3月19日付のものでございます。昨年3月19日になると思います。これでは、この通知では制服等の学用品の購入の際、保護者の経済的負担が過重にならないような取り組みを求めています。よって、特定の業者に偏らないよう複数の業者から見積もりをとって、保護者にとって安価で良質な品物が物品が調達できるように各学校に周知をしているところでございます。ともするとこういうことは学校の中では固定化

しやすい、業者が固定化しやすい部分もありますので、そのような見積もりとかいう方法等もあわせてやっていくつもりでございます。そのような通知も出しました。

オでございます。

学力向上についてでございますけれども、2名の議員から質問がありました。全国学テの分析で宮崎県は小学校32位であったというそういう、これは県しかまだ出ないんですけども、都城市の結果と対応についてはどうなのかということでございます。文部科学省は、調査開始が2007年なんですけども、それ以降、小中学校ともに地域差が縮小する状態が続いていると説明しております。それがどのようなことになっているかという、平均前後の1問解けたか解けなかったかの間に、47都道府県中、41都道府県がひしめいている状況であるということなんです。つまり平均値にぎゅっとみんなもう近くなっているということなので、例えば宮崎県の小学校6年生の算数は、点数的にいくと最下位のグループに入ってしまうんですが、あと1問解けたら6位に上がるんですよ、全国で。そんな状況になってしまっている。だからどの県も、突出している県がやっぱり数県あるんですけども、それ以外はほとんどだんご状態になっているという状況でございます。そういうようなことをまず御説明した後に、都城市が取り組むべきは、まずは読解力の向上と最後まで粘り強く解こうとする意欲の向上ということがあります。この最後まで粘り強くという点では、例えばいつもこうトップの県に上がってくる秋田県ですけども、無回答率が全国平均の3分の1から4分の1しかない。そこが勝因ではないかなと、まあ勝ち負けではないんですけど。そこが秋田県のすごいところなのかなというふうに、無回答率の低さが挙げられます。そういうところを見習っていくべきだというふうに思っていますので、各学校でも最後まで書かせ切るとか、解かせ切るというような今取り組みが多くなってきております。

続いて、カでございます。

教職員の年齢構成とその対応についてということで、お一人議員が聞かれました。教職員の年齢構成は、都城市では51歳以上の教職員が全体の45.8%を占めています。一方、初任者は5年前からすると3.5倍になり、本年度は42名が都城市に配置されている状況です。このことについては、県教委もライフステージを4つに分けた役割を明確化しながらそれぞれ必要な研修をやっていくということで、研修内容ががらりと変わりました。本年度からですね。つまりはミドルリーダーはやはり伝えてしっかりと若い人にこう伝えられる力をつけていくということなんですけど、そこできょうお配りしている新聞記事をごらんください。

これは、私なりにいつも危機感を持っている、教員のなり手が減少しているということなんですけども、一番上の段に倍率が書いてあります。今年度は、これ全国の倍率です。小学校が2.6倍、中学校が約5.5倍、これが2000年度、だから今からもう20年ぐらい前になりますけれども、約12.5倍と約17.9倍というところからぐっと倍率が減ってきたといいます。ちなみに宮崎県は、小学校が1.8倍です。こんなにも低い状況です。真ん中にありますのがいろいろな形に見えてくる、年齢構成のグラフなんですけど、左側がこれが2004年です。済みません。これ本当は文字が書いてあるんですけど、そこが写ってこなかったんです。左側が2004年、右側が2016年、都城といいますか、宮崎県の場合はこの2004年度が、これ全国版なんですけど、少し押し上がった状態が今の状況です。行く行くはこの全国規模の2016年、今の40代がくびれておりますが、そういうような状況になってくると考えられております。また倍率はだんだんと低くなる一方でございまして、これにつきましては本当に優秀な教員の卵が企業に行っちゃっているというふうにこれは新聞記事は書いてあります。というのは、やっぱり自分で調べて考えて自分の進路の選べる、教育学部にもそういう人が「やはりこれは大変だ」ということで企業のほうに行っているというような新聞の記事でございます。何とかこのブラックということを返上したいというふうに思っております。

では、続きまして、キでございます。

研究公開がなくなるということについてということで心配された議員が質問をされました。教員研修としての研究公開というのは本当に大きな意味がありまして、私自身もそれを請け負ってきた時期がありました。公開校の職員やPTAにかかる負担が非常に大きい。ただ、そこを横にこう研究したことを横に広げるという意味では大きいんですが、やはり「時間対効果」という点では必ずしも効果的ではないというふうにお答えしたところです。より短時間の労力で効果の上がる小中一貫教育に係る各地区での研修会、これをやってもらっているところです。それから授業力向上セミナー等の取り組みの充実を図ることによって先生方の技量を伸ばしていきたいというふうにお答えをしたところです。

クでございます。

小中学校洋式トイレの整備状況について聞かれておりました。同時にこれエアコンも聞かれたんですが、エアコンにつきましては、前回のこの委員会でもう課長のほうから発表していただいたので、トイレだけにしました。トイレにつきましては、令和5年度まで洋式化率61.5%目標に整備を進めるということになっています。ですからエアコンみたいに一遍にやっってしまうというふうな形になります。

ケでございます。

夏休みのプール開放状況について2名の議員から質問がありました。本年度開放した小学校、これは中学校はもう開放していませんので小学校だけで、35校中26校で約74%であると。プールをしたい団体、これはPTAや子供会になると思います、があれば校長へ申請をします。申請がない学校については開放しない状況になるということでございます。今後これがどうなっていくのかというのは、やはりいろいろ学校の状況を注視しながら進めていかなければならないなというふうには思っております。

コでございます。

今年度水泳教室が中止となった理由はということで聞かれた議員がいらっしゃいました。このことにつきましては、小学校の体育連盟、市小体連と十分に協議をした結果、命の危険のある暑さが予想され、狭く暑いプールサイドでは、対策を練っても熱中症が心配されたことで中止としましたというようなことございました。

この議員につきましては、なるべくやっってもらえないかと、やっぱりそこで自分の力が発揮できる子もいるんだというふうにはおっしゃるんですけども、それはなかなかやっぱり今厳しい状況でございます。ことしの夏の暑さも尋常じゃない暑さでございました。命の危険がある暑さという報道も何回もされました。そういう中でプールサイド、あのプールサイドでの観戦等は非常に厳しいというふうに思っております。県内の今、小体連でまだこれをやっているところは約半分ぐらいになってしまいました。もう大きいところはほぼ、これを中止しているようであります。

以上でございます。

この一般質問からの分について何か御質問はありませんでしょうか。よろしかったでしょうか。では、続きまして、生徒指導の状況について御説明をいたします。

非行等の問題行動、8月中でございます。小学校1件、中学校2件ございました。小学校は万引きが発生してしまっているわけなんです、実はこれにはその後がありまして、5年生の子が小学校1年生の子にとってこいと言って万引きさせていたみたいなんです。この1年生の子も補導されて、この1年生の保護者に連絡が、とろうとしたんですが、警察からも連絡がとれない。警察が家庭訪問をしたところ、この子の下の妹だったと思いますが、2歳の幼児が一人でいたということだったので、警察はネグレクトと判断し、1年生のこの児童と一緒にこの2歳の子を児童相談所に一時保護いたしました。そういうような状況で非常に厳しい御家庭のお子さんであるということ、はマークをしていたところだったんですが、その後、9月中にはこの一時保護解除になりまして、

保護者とこの1年生の子供両方が学校に来まして、大変迷惑かけましたということと学校でまた頑張りたいというようなことでお話があったということでございます。心配しておりましたので、うちの指導主事も今月1日に確認に行きましたところ、学校に登校している、元気に登校している状況であるということを確認しております。

続きまして、中学生でございますが、中学生も1件は万引きでございます。これも警察よりの連絡で発覚がわかりました。発覚していると思います。もう一つが、これが下級生への嫌がらせなんです、中学生でございます。この発端は実は5月の中旬でございます。部活動がバスケットボールのおさんがいまして、この被害者のほうが1年生の男子です。加害者のほうが2年生の男子です。この2年生の男子が1年生の男子の尻をさわ、肛門に指を入れるなどの嫌がらせを行ったということで、かなり厳しく顧問からも指導を受けております。6月の下旬、中体連の際に応援席で隣に座った同じ生徒の尻をまたさわるといふ行為があったので、御両親とも非常に怒りになって、市教委へ指導を求める電話がありました。もちろんその被害児の心のケアも含めた上です。この被害児へのカウンセラー等も行ったんですが、スクールカウンセラーとかですね。ところがあんまりうまくいかなかったようなんです。また、本児童被害者との接触をさせない対応を学校は考えて実施していたわけなんです、たまたま8月下旬の部活動の大会移動中に同じ送迎車に乗らざるを得ない状況になってしまったと。同じ車に乗ってしまったということがありまして、そこで非常に心的苦痛を被害者のほうが覚えた。そのときは実害は余りないんですけども、何かちょっとこう顔もとに自分の顔もとを持っていったりいろいろしたらしいですけど、これを受けまして市教委では解決事案を学校に、保護者ももう市教委がこうリーダーシップをとっていろいろやってくれないかというような申し出がありまして、今現在、SSWを派遣して、そして生徒・保護者面談等のことをやっております。学校の組織的な指導への助言を学校教育課でやっております。

最終的には、今、関係機関、これは児相のことですけども、との連携を図ろうとしているところです。これはどういうことかといいますと、このSSWがやはりいろいろなこの加害者の子のほうの心理状況とかそういうことも踏まえた上で調べていかなければならないだろうということ、被害者にとっては非常に今心的な苦痛を覚えているということでございますので、そのケアにも当たっていかなければならないということです。

以上のような案件が発生しております。

続きまして、不登校でございます。

不登校は、小学校が44名、うち新規が27名というふうにも多くなってきてしまいました。昨年度と比べますと、昨年度の28名のこの時期から比べるとかなりの増加でございます。

それから中学校もふえてまいりました。新規が41名入りまして、中学校は121名になりました。昨年の同時期が106名ということでなかなか厳しい状況が続いております。

その中で中学生が非常にふえているということと小学生もふえておりますが、昨年度同時期に比べて2人以上ふえている学校を今から申し上げたいと思います。

2人ふえてしまったのが、明道小です。それと菓子野小です。それから3人ふえてしまったのが大王小、5人ふえてしまったのが西小、7名ふえているのが祝吉小、こういうところがふえている学校でございます。また学校訪問等があれば注視していただければというふうに思っております。

次に、中学校を申し上げます。少ないところがありますが、姫城中学校が5人ふえております、昨年度から比べて。それから妻ヶ丘中が4人、そして祝吉中学校が12名、そして高城中学校が6名、そういうような状況です。

逆に減っている学校は、小学校は志和池小学校と中学校は西中でございます。が減っているところです。

この一番増加した祝吉中の状況なんですけれども、学年別で見ますと、1年が6名、2年が7名、

3年が14名というような形で3年生が非常にふえている。不登校の型として、学校から報告が上がってきたのは無気力型が4名、不安や情緒混乱型が9名、その複合型が10名、遊び非行等が1名、その他3名というふうになっております。どうもこう6月以降からこういうような状況になっているということで、今後も注視していきたいというふうに思っております。厳しい状況でございますけども。

続いて、交通事故でございます。交通事故は8月中に小学校3件、中学校3件起こっております。そのうち1件は前回のこの定例教育委員会のお話をしたときにお話をしました、下半身、腰から下が非常に厳しく、どうも下半身不随になるんじゃないかろうかという子がいたということでございましたけれども、その後です。9月5日より札幌医科大学に入院をしました。そこで手術が成功し、この手術というのは髄液を取り出す手術です。これが成功しまして、この髄液を培養してそして戻すということで、培養するのにやっぱり二、三カ月かかるんだそうです。ですからまだこちらのほうには帰ってこれない状況であります。ですので、大体半年間ほどは札幌のほうに滞在する予定になっております。

なお、この事故についての警察からの見解は一切ございません。まだ捜査中であるというふうに聞き及んでおります。

あとは、歩いていながら左折したバイクにぶつかって、これは打撲で済んだとかそういうような衝突事故、接触事故等が多くございました。

では、続きまして、いじめに関することでございます。

いじめに関することでいいますと、8月は3カ月以上たった案件については解消したというふうに言うことができますので、新規にきたのは認知件数は8月中、期間がすごく短いので、1週間しかありませんので、小学校1件、中学校1件でございます。小学校の解決率につきましては88.1%、中学校が82.3%という形で学校側が解決したという報告を受けております。

続きまして、不審者声かけ事案でございますが、8月中の報告はございませんでしたが、気になっているのが、9月に入って不審者情報が多発しております。それを見て9月の12日に注意喚起の文書を各学校に送付しました。注意喚起の文書には、声かけ事案で小学生に「家はどこ」とか「お父さんお母さんがけがをしたから一緒に乗りなさい」とかいうような声かけをしている事案があるということです。

また、もう1件は女装した男性がスカートをはいて、そしてスカートの下は何もはかない状態でうろろろしていたというのが1件ございました。警察への通報も終わっております。

その他でございます。8月中に学級がうまく機能していない学校の報告はありません。校外への事後報告等もございません。

虐待事案が2件ございました。先ほどのものとは違う案件でございます。中学校1件でございますが、これは夜、この中学生のほうがスマホをやり過ぎて母親と衝突をして家を飛び出した。みずから警察署に電話をして警察が本児を保護するというような形です。次の日から見相で一時保護して、母も立腹しており警察からの連絡を拒否。今後、施設入所してきりしま支援学校に見学を検討しているというところでございます。なかなか両方、双方とも相入れなかったという状況でございます。

もう1件は小学校でございます。この事案は、夜19時ぐらい、午後7時なんですけれども、本児が妹に暴力を振るったということでそのことに母親が激高し、本児を車に乗せて、たたく、首を絞めるなどの虐待を行う。母がみずから支援事業所、これはさらださんということなんですけれども、さらだというところに連絡をして、そのさらだの担当者と母子で見相に行ってそのまま本児は一時保護開始という形になりました。そういうような状況でございます。

これまでの報告で何か御質問等ありませんでしょうか。

6 議事

◎教育長

それでは、早速議事に入りたいと思います。
本日は、報告12件、議案7件でございます。

【議案第26号・第27号】

◎教育長

それでは、議案第26号及び第27号を山田地域振興課長から御説明をいただきます。よろしくお願
いします。

●山田地域振興課長

山田地域振興課長の福重です。よろしくお願いします。

それでは、議案第26号「都城市山田町公の施設条例の一部を改正する条例の制定について」及び
議案第27号「都城市山田総合センター条例の制定について」は、関連がございますので、あわせて
御説明いたします。

まず、議案第26号についてでございますが、都城市山田町公の施設条例は、都城市山田総合セン
ター、都城市山田総合福祉センター、都城市山田体育館等、山田町にある目的の異なる9つの施設
を包括しています。今回、都城市山田総合センター条例として単独条例を新規制定するに当たり、
都城市公の施設条例のうち都城市山田総合センターに関する規定を削除するものでございます。

なお、添付してあります新旧対照表には、都城市山田総合福祉センターに関する規定の削除につ
いての記述もでございますが、山田市民生活課所管のため省略させていただきます。

続きまして、議案第27号についてでございますが、これまで都城市山田町公の施設条例を適用す
るに当たり、施設の設置目的を達成するための事業内容等が規定されておらず、個別規定が不十分
であることから、今回新たに都城市山田総合センター条例を単独条例として制定するものでござい
ます。

条例の制定に当たり、別表最下段の映像機器については、今回の改修に伴い新たに映像機器を設
置するため、公民館条例をもとに使用料を追加したものでございます。

そのほか、会議室等の使用料については、これまでどおり、使用料等審議会から答申されました
公民館及び社会教育施設使用料に基づいて定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、何か御質問等あればよろしくお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろし
かったでしょうか。

私から一つよろしいでしょうか。

せっかく改修後の見取り図がついているわけです。若干説明をいただくとありがたいんですが。

●山田地域振興課長

それでは、議案第27号に添付してあります平面図のほうをごらんください。

まず、1階部分でございますが、ちょうどこの見取り図の下のほうが格子になっているところが
ありますが、ここが入り口になります。ここが車の駐車場から入り口に入りまして、真ん中あたり
にこのカタツムリみたいなところがあると思いますが、ここが玄関のホールになります。そこから

右のほうは総合支所機能が今回新たに加わりますので、ここで総合支所の事務を行います。手前側が市民生活課で右側の上のほうは地域振興課、下のほうが産業建設課で右奥が支所長室になります。左側がこの総合センターの1階部分になりまして、まず、この玄関ホールの横が総合センターの受付をする事務室になります。廊下を入っていただきまして、この左上になりますが、ここは今回図書室ということで、一番日当たりのいいところに図書室を設けてさらなる利用が図られるように配置をしております。階段を上がっていきまして、裏のほうになりますが、裏面を見てください。これが一応総合センターの2階部分になります。右手が大集会室ということで、ここでいろんな文化芸術団体の発表等が行われたり、成人式を行ったりされるところでございます。左側が会議室、小会議室、中会議室、第1研修室、第2研修室になります。ここで通常のいろんな団体等の協議が行われる予定でございます。奥のほうは、これまで第1研修室のところがありました和室をちょっと南側の日当たりのいいところに持っていきまして、こちらのほうでいろんな踊りの団体とかそういう団体で、あと洋裁教室とかそういう教室がこの和室のほうで開催される予定でございます。

あとは、今回のバリアフリー化を図るということで、上のほうにちょうど真ん中の上のほうにあると思いますが、エレベーターのほうを今回増築している部分でございます。この総合センターは、この柱についてはこれまでと同じ柱を使っています、リニューアルということで基礎部分は一緒で、あと中ほどのほうをちょっとリノベーションをして諸機能を持った総合センターに建設されます。一応予定では4月からはオープンをする予定でございますので、また皆様方には御連絡さしあげたいと思います。

以上でございます。

◎教育長

ありがとうございました。補足はよかったですか。（「大丈夫です」と言う者あり）

非常にすばらしいリノベーションされている部分が山田にでき上がりますので、私は改修前を見せていただいたんですけども、大体イメージはできていたんですけども、ありがとうございました。どうぞ。

○岡村委員

山田小学校の隣にあるところ。

●山田地域振興課長

はい。山田小学校から見て東側にある、そうです。総合支所のところあって、その上のほうの建物を改修するということです。陸上競技場の上のほうといいますかね。体育館の下になりますね。

◎教育長

そうですね。体育館、陸上競技場、その間にあるところですね。

○岡村委員

支所ではない。

●山田地域振興課長

支所は一番下にあって、その総合センターの中に今回支所機能を移転するということになりますので。

○岡村委員

支所はなくなる。

●山田地域振興課長

はい。支所は総合センターの中に。

○岡村委員

いやいや、支所の建物は。

●山田地域振興課長

建物は当分は一応そのまま、今後またその利活用について、今協議を財政課長と進めているところでございます。

○岡村委員

ありがとうございます。

◎教育長

ほかには。

それでは、議案第26号及び第27号を承認いたします。どうかよろしくお願ひいたします。（「ありがとうございます」と言う者あり）ありがとうございました。

【報告第95号・報告第96号・議案第25号】

◎教育長

それでは、報告第95号及び第96号並びに議案第25号を高城地域振興課長から御説明いただきます。よろしくお願ひします。

●高城地域振興課長

よろしくお願ひします。高城地域振興課の黒木でございます。

報告第95号「都城市高城郷土資料館イベント「お城で夜博」の開催要項の制定について」と、議案第25号「都城市高城郷土資料館の開館時間の変更について」、あわせて御説明申し上げます。

関係資料にございますように、目的は、高城郷土資料館を夜間開館し、展示品にまつわる説明を聞きながら見学できるツアーの実施と、星空が見えやすい高台にある施設の立地条件を生かして星空観賞を行う機会をつくることにより、郷土資料館のPR及び利用促進を図るものでございます。

皆様には資料館のパンフレットを配付させていただきましたので、参考にしていただきたいと思います。

日程は、令和元年10月20日、日曜日、午後5時15分から午後9時までです。

内容は、高城の昔を語る会理事で高城郷土資料館副館長であります田ノ上哲氏が館内を案内しながら展示品にまつわる話を約50分いたしますが、その中で収蔵庫の見学も実施する予定でございます。その後、たちばな天文台台長、蓑部樹生氏の説明のもと星空観賞をいたします。1回の定員が30人、定員に満たなくても2回に分けて実施予定です。

募集対象は都城市在住の小学生以上です。中学生以下は必ず保護者同伴とします。

費用は入館料のみですが、第3日曜日、家庭の日ですので、高校生以下と同伴の家族は無料です。

議案第25号は、この企画展の開催に伴い、都城市高城郷土資料館条例第5条第2項の規定により、

開館時間の変更について承認を求めるもので、開館時間午前 9 時 30 分から午後 5 時までを、午前 9 時 30 分から午後 9 時半までとするものでございます。

次に、報告第 96 号「都城市高城郷土資料館イベント「お城で歴史巡見」の開催要項の制定について」御説明申し上げます。

関係資料にございますように、目的は、郷土にゆかりのある市外の史跡をめぐることにより、南九州の歴史とあわせ、郷土史への深い理解を得る機会とし、高城郷土資料館の P R 及び利用促進を図ることを目的としています。

日程は、10 月 26 日、土曜日、午前 8 時半から午後 5 時まで。

内容は、まず、薩摩街道の主要街道である大口筋が通っている始良市の史跡をめぐり、東目筋の史跡をめぐります。その後、高城郷土資料館で薩摩街道について田ノ上哲氏の話聞き理解を深めます。

場所の詳細については、先ほどお手元にお配りしました地図があると思いますので、参考にしてください。

定員は 40 名、参加費は施設入館料等の実費でございます。

高城の昔を語る会の方たちに声をかける予定です。

以上で、報告第 95 号、報告第 96 号、議案第 25 号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、今一括で説明がありましたので、これにつきまして何か御質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○岡村委員

よろしくお願いいたします。いつもありがとうございます。

2 つあります。1 つは、申し込みの締め切り期日が 10 月 17 日というふうに、あるいは次の巡見については 18 日というふうになっていますけども、非常に、募集期間はいつから募集をされているのかなということを思いました。短いのではないのかなと思ったところです。募集開始を教えていただければと思います。

それからもう 1 件は、本当に高城地域振興課の方々に非常に工夫されているいろんなイベントをされて、高城地区以外の方々にも集まっていたらこうという努力をされているので、地区外の方の来場者数とか目標とかがどのぐらいになったのかなというのがありますので、教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

◎教育長

お願いします。

●高城地域振興課長

募集については、もう既に高城地区全世帯に一応文書としてチラシとして内容については告知として出してあります。詳細については、またお問い合わせをくださいということを出してあります。

○岡村委員

地区外の集計はどうですか。

●高城地域振興課長

地区外の集計につきましては、とっておりません。もう入館者数のカウントまでを行っておりまして、ちょっと実態についてはまだわかっていないところです。

○岡村委員

済みません。もう一つ、高城町内にはチラシを配付されたということなんですが、都城市在住の小学生の方が対象になっておりますので、その地区外に対するコマーシャルといたしますか、案内とか、周知状態はいかがなものでしょうか。

●高城地域振興課長

申しわけありません。配付につきましては、周知につきましては、高城地区は当然なんですけれども、それ以外に山之口、それから志和池、あと沖水地区の学校等に配付、チラシの配付ですね、それからそれ以外の地域の方につきましては、ホームページ等で告知を行うということになっております。

○岡村委員

わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

よろしかったでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。
どうぞ、濱田委員。

○濱田委員

いつもいろんな企画をされて活発だなと感心しております。この地図に書かれているところを回るということですが、かなり強行軍ではないのかなと思うのですが、大丈夫ですか。

●高城地域振興課長

一応、事前にもう既に一度現地のほうを全て回っておりまして、時間的には回り切れるということでこちらとしては考えております。基本的に今こう一つ一つそれぞれ、4つブロックがありますけれども、施設的にはかなり近いところに建っておりまして、時間的にはそこまでかからないようなコースになっております。

○濱田委員

バスを出すのですか。

●高城地域振興課長

うちの日和（ヒワ）号というバスを出します。

○濱田委員

それは無料で乗れるのですか。

●高城地域振興課長

はい。

○濱田委員

行けたら行きたいですね。

●高城地域振興課長

ぜひお待ちしております。

○濱田委員

ありがとうございます。

◎教育長

ありがとうございました。ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第95条及び第96号並びに議案第25号を承認いたします。どうかよろしくお願いたします。

●高城地域振興課長

ありがとうございます。ありがとうございました。

【議案第24号】

◎教育長

それでは、議案第24号を文化財課課長から説明をいただきます。よろしくお願いたします。

●文化財課長

よろしくお願いたします。文化財課でございます。

議案第24号「指定しようとする文化財の諮問について」であります。つけております資料に基づきまして御説明をさせていただきます。都城市指定文化財意見調書をごらんください。

今回指定しようと考えている文化財は有形文化財、歴史資料の後藤家伝来資料であります。この資料は、都城市高城町の商家であった後藤家に伝来したもので、7代目当主伊右衛門から11代目当主康太郎までの5人の当主にかかわる江戸時代中期から昭和期に作成された資料でございます。所有者は後藤康高氏になりますが、現在、資料調査のため都城島津邸に一時保管されておりまして、うち一部が高城郷土資料館に常設展示されております。

後藤家は、初代当主貳右衛門さんという方ですが、そのときに大体17世紀の中ごろのようですが、高岡穆佐から高城に移り住んだとされておりまして、代々の当主の方々が高城の有力者であるとともに商人でございます。後藤家を大きく発展させたのは、8代目当主五市さんが薩摩藩の御用船を担ったことと、日向の山林王と呼ばれました9代目当主伊左衛門さんが植林事業を拡大させたことによります。都城地域のお酒の席でのゲームであります「なんこ」というのがありますが、そこで「ゴッツドン」というふうにして登場しますけれども、後藤家は都城地域において豪商として広く認識され、都城市の象徴的な商家として存在してきました。これらの資料群は、7代目、8、9、10、11代目の5人の当主別に分けることができます。このページから次のページにかけて列記した資料を見ていきますと、この地方における江戸時代から近代にかけての経済、金融、政治の具体的な様相を知ることができます。ちなみに資料総数は7,675件となります。

調書の最後のページをごらんください。

上段の写真が海運業を大々的に営んだ8代目の五市さんの資料でありまして、船印旗のぼり「稲福丸」、それから下のほうは「船方諸用控帳」というふうな資料でございます。この2点について

は、合併前の高城町時代に既に指定文化財になっており、現在、市の指定文化財として引き継がれております。これらの資料は、五市さんが鹿児島藩に願い出て造船した藩御用船の船尾に立てられた旗印ですね。それとその関係の控帳でございます。

この2点以外にも、前のページに戻っていただきまして、明治時代以降の9代目伊左衛門さんのときに、カネゴ印というのがあるんですけど、L字形の記号に漢数字の五というふうに書きますけれども、これをカネゴ印というそうです。このカネゴ印の屋号をつけた船をこぐのに使用する櫓木がイチイガシ製と言われているんですけども、これが爆発的に関東地方で人気を得まして大繁盛したんですけども、そのときの生産から販売に関する資料も多く含まれております。後藤家が豪商としての地位を確立していく様子がよくわかります。

以上のことを踏まえまして、さきに御紹介した既に指定となっている旗のぼりと控帳の2点にその他の資料分を加えまして総数7,675件を一括で指定文化財に相当するものと考えられますので、都城市文化財保護審議会の意見を求めるために諮問をお願いするものでございます。

今こちらのテーブルに持ってまいりましたけれども、都城島津邸のほうでこの7,675件の資料の目録を作成しております。3冊ございまして、この中に全ての資料の目録が掲載されております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

◎教育長

では、このことについて御質問等があればよろしくお願いいたします。では、中原委員お願いします。

○中原委員

御説明ありがとうございました。1点だけお願いします。なぜこの時期になったのかなど。なぜこれまでこれだけの資料があつて、諮問がなかったのか。

●文化財課長

平成29年3月にかなりのボリュームに及ぶ報告書が完成しておりまして、その後時間をかけまして、文化財保護審議会の委員の先生方に事前の相談ということでお話をさせていただきました。それを踏まえまして今回、正式に諮問をさせていただくことになった次第です。

◎教育長

どうぞ。

○中原委員

合併と同時にというか、それぐらいまでさかのぼってのイメージがあつたんですが、それにしてもつい最近までそういう調査等々に時間がかかったのかなという理解でいいですかね。

●文化財課長

そのとおりでございます。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。

では、議案第24号を承認いたしますので、審議会をよろしくお願いいたします。

●文化財課長

ありがとうございます。

【報告第90号～第94号】

◎教育長

では、報告第90号から第94号を都城島津邸副館長から御説明いただきます。よろしくお願いたします。

●都城島津邸副館長

都城島津邸副館長の羽田野と申します。本日は、館長の山下が出張のため、かわりに私のほうから説明させていただきます。

それでは、順に御説明いたします。

まず、報告第90号「都城島津邸盆栽展開催要項の制定について」を御説明いたします。

都城臈月盆栽遊人会の会員が育てた盆栽等約50鉢を都城島津邸本宅に展示し、歴史的風情のある本宅と盆栽を多くの方に観覧していただくという目的で、平成28年度から毎年開催しております。

開催期間は10月17日木曜日から10月20日日曜日まで、時間は9時から17時まで、最終日は16時まででございます。

本宅観覧料110円で御覧いただけます。

続きまして、報告第91号「都城島津邸菊花展開催要項の制定について」でございます。

都城菊之会の会員が育てた菊を都城島津邸の島津広場に展示し、菊と都城島津邸の魅力を多くの方に観覧していただくという目的で、平成23年度から毎年開催しており、今回が9回目となります。

開催期間は11月1日金曜日から11月17日日曜日まで、時間は9時から17時まででございます。

来邸者の方は無料で御覧になれます。

続きまして、報告第92号「特別展関連イベント「島津 de 秋の陣！」開催要項の制定について」でございます。

都城島津伝承館特別展「島津義弘と都城」関連イベントとして、都城島津邸内でイベントを開催することによって都城の歴史と文化に親しむきっかけとってもらうとともに、都城島津邸に御家族そろって来ていただくことを期待し開催するものでございます。

開催日は11月16日土曜日、13時半から16時まで島津広場で行うステージイベント等は無料で御覧になれますが、本宅伝承館の観覧料は別途必要でございます。

イベントの内容は、ぼんちくんと「みやざき犬」によるステージショー、また島津義弘のキャラクターが所属する熊本城おもてなし武将隊を招いて演舞をしていただきます。さらにクイズラリーも開催予定でございます。

続きまして、報告第93号「国民文化祭分野別フェスティバル茶の湯フェスティバル「ひなた」の茶都城地区「都城島津邸茶会」プレイイベント開催要項の制定について」でございます。

2020年に宮崎県で開催される第35回国民文化祭みやざき2020のうち、各市町村で実施される事業のプレイイベントとして表千家同門会宮崎県支部の都城地区の方々が都城島津邸本宅で茶会を開催し、歴史ある都城島津邸本宅で都城に伝来する郷土菓子を茶席で提供し、都城の菓子文化や都城島津家の歴史を感じていただくものです。

開催日は、11月10日日曜日、10時から15時まで、参加料は200円ですが、別途本宅観覧料の110円が必要でございます。

続きまして、報告第94号「11月3日（文化の日）の観覧料について」でございます。

11月3日の文化の日は、自由と平和を愛し、文化を進める趣旨で制定された国民の祝日であるこ

とから、多くの人に来館してもらい、広く文化に親しんでもらうことを目的とし、都城島津邸の本宅及び伝承館の観覧料を免除するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、一括して御質問があればよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。では、中原委員お願いします。

○中原委員

説明ありがとうございました。私のほうからは報告第90号と第91号についてなんですが、この開催の期間について、例年と同様だとは思いますが、素人ながらちょっと思いますが、盆栽展のほうが短くて菊花展のほうが長いと。しかし、菊のほうが傷みが早いので、逆のほうがいいのではなからうかなと思いましたが、そこについての期間設定というものについて何か理由があれば教えていただきたいと思えます。

●都城島津邸副館長

こちらの主催者のほうからこれくらいの期間でということ相談があったものですから、室内のほうが多分毎日来て水をやったりとかが結構大変なところもあるんじゃないかと思うんですけど、この期間で言ってくるので、また、主催者のほうにも相談はしてみたいと思えますけれども。

○中原委員

ありがとうございます。私も菊についてはいろいろと携わることがありますので、菊花によっては非常に短い期間で傷みますし、逆に盆栽だと好きな方はずっと何回でも見たいと思われる方が多いと思えますし、そここのところ、逆だといいいのかなと思ったものですから。主催者側の意向ということで承知いたしました。ありがとうございます。

◎教育長

また主催者側とも話を進めていただきたいと思います。お願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

どうぞ。

●都城島津邸副館長

7月の定例教育委員会で歴史講座のタイトルについて、御提案があったところですが、そのことについて持ち帰りまして検討いたしまして、来年度からは歴史講座の内容に合わせて興味を引くようなサブタイトルをつけましょうという方向になりましたので、御報告申し上げます。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第90号から第94号までを一括で承認いたします。ありがとうございました。

●都城島津邸副館長

どうもありがとうございました。

◎教育長

それでは、14時45分まで休憩を入れたと思います。よろしくお願いいたします。

【休憩】

【議案第88号・第89号】

◎教育長

それでは、報告第88号及び第89号を生涯学習課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

●生涯学習課長

生涯学習課、園田です。よろしくお願いいたします。

報告第88号及び第89号の2件について報告させていただきます。

それでは、報告第88号「臨時代理した事務の報告及び承認について（放課後子ども教室教育活動推進員及び教育活動サポーターの委嘱）について」御報告申し上げます。

放課後子ども教室の実施に係る教育活動推進員及び教育活動サポーターにつきましては、都城市放課後子ども教室推進事業実施要項第10条第2項の規定に基づき教育委員会が委嘱するとなっております。本年度開設している放課後子ども教室のコーディネーターを初め、教育活動推進員及び教育活動サポーター委嘱につきましては、4月、6月及び7月定例教育委員会において御承認いただいているところです。このたび、高崎町、縄瀬小の教室において教育活動サポーター1名を追加となりましたので、臨時代理したことを報告し、承認を求めるものでございます。

対象者は、木下千穂氏、同じく高崎町縄瀬の方でございます。

この教室は、これまでコーディネーター1名に教育活動サポーター4名で週5日のローテーションとなっております。毎回1名ずつのサポーターが交代で見るといような活動になっております。1名増加したことによって、さらに充実した活動ができるものと考えております。

以上です。

続きまして、報告第89号「令和元年度青少年育成・家庭教育講演会開催要項の制定について」報告させていただきます。

これにつきましては、別紙1の開催要項にありますとおり、ここの趣旨、近年スマホ社会となり、小中学校においても長時間の使用により学力等への影響が危惧されておりますとあります。このたび、本市高城町の御出身でNHK長野放送局長等を歴任され、現在、NPO法人子どもとメディア代表理事であられる清川輝基さんをお招きし、「子どもが危ない、スマホ社会の落とし穴」と題した講演をいただきます。講演会には日ごろから青少年健全育成に尽力されている各地区の自治公民館連絡協議会、壮年会、子ども会育成会、PTA、高齢者クラブ、民生委員児童委員連絡協議会等の皆さんで各地区で組織されています各地区青少年育成協議会、そして都城市青少年健全育成市民会議の皆さんのほか、小中学校、幼稚園など58カ所で活動いただいております家庭教育学級の学級生など、合わせて300名に参加いただく予定です。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第88号と第89号につきまして、何か御質問があればよろしくお願いたします。岡村委員、お願いします。

○岡村委員

説明ありがとうございます。1点だけ教えてください。報告88号についてなんですが、放課後子ども教室教育活動サポーターということで、この名称は安全管理員と……。

●生涯学習課長

そうですね。従来の安全管理員とっていたものが、現在、教育活動推進員というのと教育活動サポーターというふうに分かれているんですけど、従来はどちらも安全管理員という名称でした。現在の教育活動サポーターというのが見守りを中心に行っておるんですけども、教育活動推進員というのは西岳地区の小学校の元の安全管理員の皆さんですね。結局、学習の指導とか、よりきめ細やかなことをやっていただくというようなことになっておりまして、教育活動サポーターはコーディネーターの指示のもとにいろんな活動を行って、見守り等行ってもらおうというふうに現在二つに分かれたところでございます。

○岡村委員

ありがとうございます。

○赤松委員

関連してお尋ねしますが、この方が追加でというふうになったのは、何かわけがおりませんか。

●生涯学習課長

これは地域の事情でありましてですね。

○赤松委員

それだけ地域のニーズが大きかったという理解でいいんですか。

●生涯学習課長

毎日一人ずつ交代で行くんですけど、交代要員をふやすという意味ですね。なぜかという、今後高齢になって引退したいと考えていらっしゃる方もいらっしゃるみたいで、それを見据えて1年早く次の方を見つけておこうという趣旨が強いらしいです。

○赤松委員

わかりました。

◎教育長

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございませうか。それでは、報告第88号及び第89号を承認をいたします。ありがとうございました。

●生涯学習課長

どうもありがとうございました。

【議案第23号・議案第28号】

◎教育長

それでは、議案第23号及び第28号をスポーツ振興課長から御説明いただきます。よろしくお願ひします。

●スポーツ振興課長

よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第23号「都城市都市公園条例の一部を改正する条例について」及び議案第28号「都城市教育委員会の組織及び事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。

今回の条例及び関係規則の一部改正は、2026年に開催されます宮崎国民スポーツ大会に向けた県陸上競技場の整備工事着手に伴い、令和2年4月から山之口運動公園の体育館を除く運動施設、野球場、陸上競技場、庭球場、武道館、ソフトボール場、多目的広場等を閉鎖するため、所要の改正を行うものです。

本件は、令和元年12月議会に提案をいたします。

なお、関連して、現在の県陸上競技場の整備状況についてお配りした説明資料に基づき、担当主幹より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

●スポーツ振興課担当主幹

体育施設担当の横川と申します。よろしくお願ひします。

別紙資料の県陸上競技場の整備についてを御参照ください。

御説明申し上げます。ページ数は振っておりますので、2ページをお開きください。

1、これまでの経緯であります。平成31年3月に県の基本計画が策定されております。これを受けまして4月から事業を認可及び基本設計に着手し、この資料につきましては、8月の第5回目になりますが、山之口運動公園整備及び都市計画の変更に関する説明会に用いた資料であります。当初、公園区域を約22ヘクタールでありましたが、2ヘクタール追加しまして、約24ヘクタールに拡張しております。

4ページをお開きください。基本計画であります。第1種公認陸上競技場、1.5万人収容の9レーンであります。第3種公認陸上競技場、投てき練習場、多目的広場、芝生広場を整備いたします。

なお、体育館におきましては、既存のものが残ります。これにつきましては、平成28年度に耐震補強及び大規模改修を行っている施設であります。駐車場も改めて1,600台程度を駐車できるものを整備する予定であります。

これに基づきまして、最後の12ページをお開きください。先ほども課長から申し上げましたが、工事着手のため、令和2年4月から公園閉鎖となります。体育館を除く運動公園の閉鎖ということがありますので、4月1日からの施工に伴いまして12月の定例議会で3箇月以上の周知を図るということで提案をするというものでございます。

以上で説明を終わります。

●スポーツ振興課長

補足をいたします。22ヘクタールから24ヘクタールに拡張している理由としましては、9ページをお開きいただきたいと思います。こちらにお示ししてあります基本設計において、陸上競技場等の規模や排水計画の見直しをいたしましたところ、当初予定しておりました位置に調整池をつ

くることが困難となったために、排水、それから防災機能の確保を図るために公園の、ちょうど10ページの下のほう、②と書いてありますが、今駐車場があるんですけども、そちらを含めて用地を求めまして、そちらのほうに調整池をつくりまして下流の川に放流するというので、雨等が降った場合に一気に水がこう流れてくるということで近隣の川に放流するときには、放流水を和らげる必要があるために通常調整池をつくるんですけども、当初の予定からすると大きな調整池をつくらないといけなくなったためにこの2ヘクタール余計に区域面積を変更するという変更が伴っております。

議案につきましては、先ほど言いました野球場、陸上競技場を全てこう削除するという形での条例改正ということで、特段何かを追加するということではございません。機能廃止に伴いまして削除という形になります。

◎教育長

それが議案第28号ですね。

●スポーツ振興課担当主幹

はい。

◎教育長

では、今のことにつきまして御質問があればよろしくお願いたします。濱田委員、お願いします。

○濱田委員

今、県陸上競技場の整備について説明いただきましたけど、その基本計画の中の内容でわからなかったことがあったのでお尋ねします。

基本計画ですから、資料の3です。陸上競技場の整備について、令和元年8月の資料の3番の1番目、スポーツの振興のところ建てかえが必要な主要な施設についてはスポーツランドみやぎの全県展開を図る基盤として整備するとありますが、スポーツランドみやぎという事業があるのですね。県の事業ですか。

●スポーツ振興課長

このスポーツランドみやぎというのは、県のほうが進めておりますスポーツを核としました交流・観光振興の策として進めているものでありまして、主にプロ競技のキャンプ誘致ですとか企業、それから大学、その他等の合宿等を誘致する。また、大きな全国規模の大会を誘致することによって観光振興を図るということで全県的にスポーツランドみやぎという形で今まで事業を進めていたところであります。ただし、実際は宮崎市に一極集中という形で今まで進めていた関係もございまして、県のほうでこれを全県的に進めていこうということで、陸上競技場、それから体育館、プールの3つの施設を県内へ分散しましょうという方針が出されまして、各市町から候補地ということで挙げた結果、都城市が陸上競技場と、体育館については延岡市、プールについては宮崎市内のほうにそのままということで移転して国体に向けて整備を進めているということでございます。本市においても、スポーツランド都城といえますか、進めているところではございますけども、これは県の大きな地域振興の施策として進めている事業でございます。

○濱田委員

キャンプとか外部からスポーツをするために来るようにそれを進めましょうということですか。

●スポーツ振興課長

はい。ということで今県が進めている。それを今は宮崎市のみで、県庁所在地の市のみで施設整備が行われたという反省点といいますか、そういうのを踏まえて今後は全県にその分を広めましょうという基本理念をもとに28年度ぐらいに候補地の立候補の選定等を進めて、今現在、都城市が陸上競技場として採択といいますか、県議会等の了承を得て進めているという状況でございます。

○濱田委員

ありがとうございました。よくわかりました。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、議案第23号及び第28号を承認いたしますので、計画どおりよろしく願いいたします。

【報告第86号・第87号・第97号】

◎教育長

それでは、報告第86号、第87号及び第97号を学校教育課長から説明をお願いいたします。

●学校教育課長

それでは、学校教育課の報告事項につきまして御説明いたします。

報告第86号「臨時代理した事務の報告及び承認について」、学校医の委嘱についてです。

学校医の委嘱については、都城市北諸県郡医師会の推薦を受けて、2年ごとに委嘱をいたしております。現在の学校医は平成30年4月1日から令和2年3月31日までの委嘱期間となっておりますが、今回、前任の学校医の委嘱に伴い、改めて推薦をいただき、委嘱期間を令和元年8月1日から令和2年3月31日として委嘱を行いました。対象学校名及び後任の学校薬剤師の指定については、別紙のとおりでございます。

続きまして、報告第87号「臨時代理した事務の報告及び承認について」、学習支援業務を行う2人目の特別支援教育支援員配置についてであります。

特別支援教育支援員の配置につきましては、生活介助の場合、児童生徒1人に対して1名、学習支援の場合、当該学校に1名、ただし児童生徒の安全確保のために教育委員会が特に必要と認めるときは2人配置することができとなっております。今回、明和小学校に2人目の学習支援業務を行う特別支援教育支援員配置について臨時代理したことを報告し承認を得るものでございます。

明和小学校には特別支援学級に在籍している児童1名に支援員を配置しております。対象児童には、支援員がそばにいないと学習に集中できないとか自分のちょっと意に沿わないと物に当たったりするとか、そういうことが見られる状況です。さらに支援が必要な児童が4人いるということで、教室外に出たり突発的に物に投げたりするとか、他害行為があるというようなことで確認に行きました。やはりちょっと1人では対処できないというような判断をしましたので、安全確保のため、2人目を配置したということでございます。

それでは、報告第97号「都城市教育委員会児童虐待防止対応マニュアル(仮称)の制定について」、中間報告をさせていただきます。

本年7月10日に実施されました令和元年度第1回総合教育会議において、虐待をどう防ぐか、子供を守る学校づくりが議題に上がりました。会の中で教育委員会が教職員個人でも児童虐待通告ま

でたどり着けるような流れを示すことで学校の児童虐待の対応力向上につなげたいと意見が出されたことを受けまして、都城市児童虐待防止マニュアル学校編をもとにポイントをまとめて現在概要版を作成しているところであり、本日、中間報告をさせていただいているものでございます。完成したものは各学校の教職員、保護者等に配付する予定となっております。

別紙に基づき、御説明いたします。

児童虐待防止対応マニュアル概要版ということで表紙はありますが、開いていただいて、中になりますが、まず左側は、児童虐待の定義と発見のためのチェックリストになります。こういう定義があり、気になったらチェックをする。それを受けて今度は右側のほう、対応のポイントです。チェックリストに該当する項目が見られた場合は、まず管理職へ報告、管理職は組織的な対応を指示いたします。教頭を中心に記録します。ただ、この段階で明らかに緊急を要するという判断をされた場合は、直ちに校長が児童相談所へ通告することとなっております。

下の四角の中に米印1とありますが、子供をこのまま家に帰すことは危険だという状況というのは、例えば、性的虐待の疑いがあるとか、保護者の説明とどうも子供の訴えが違うとか、そういう気になること等を挙げております。1から6ですが、これを確認した場合は迷うことなく児童相談所に通告。また、校長が不在の場合もあります。そのときは教頭またはその他の職員でもしっかり通告できるよう体制を整えておくということになります。情報収集、そして情報共有と現状把握、さらに虐待を疑う場合は通告ということになっています。

2番の情報収集のところに米印3、複数の目で情報収集する、これは子供から聞き取りを行う場合は、誘導的な質問にならないように、「これはお父さんにたたかれたんじゃないの」とか、「これはあなたが自分で転んだんじゃないの」とか、子供はわからないときには、誘導されたことを繰り返して言うてしまうことがあるので、決めつけたりしないように、あくまでも子供が言うことをしっかり記録してきちんと通告する形、これを気をつける。そして右側のほうは、関係機関等も書いてあります。このタイミングで関係機関と連絡をとってくださいということが記載されております。

最後ですが、3番、基本的な通告ルールを図示しております。できるだけ午前中に連絡する。子供を学校から帰してしまうと、対応がおくれてしまう場合がありますので、できるだけ午前中に連絡して判断をおおぐ。さらには中央には連絡先、そして通告は義務とされていること、確証がなくても疑われる場合は通告することが記載してあります。さらに、その内容が正しいかどうかについては、責任を問われるものではないことが明記してあります。もともとは、都城市のマニュアルが14ページにわたるものだったので、これをコンパクトにしたものを考えているところです。

以上でございます。

◎教育長

ありがとうございました。

では、一括してどこからでも御質問があればよろしく願いいたします。

ちなみに、今後、このマニュアルはどんなルートで制定されていくのですか。

●学校教育課長

ここで御意見を伺った上で、改めて最終チェックを課内で行って、それから市長に見ていただき学校へ発出することになります。

◎教育長

では、赤松委員、お願いします。

○赤松委員

よく考えてコンパクトにまとめてあるなというふうに思って読ませていただきました。ちょっと気になるというか、教えていただきたいことがある部分も含めてお尋ねさせていただき、私が申し上げることで、検討の材料に加えていただけたらありがたいなと思っています。

まず、表紙ですね、ここに私は一番最後のページの「児童虐待の通告は義務とされています、その確証がなくとも虐待が疑われる状況をもって通告できる。その内容について責任を問われることはありません」というこの文言が、ぼんちくんの絵の代わりにど真ん中にどんとあつたら、どうかなと私は構成上そんなふうに思いました。やはり、表紙の部分で大切なことがはっきりしていることが、このマニュアルを見たときに、「これはしなきゃいけないことなんだ」と先生方が認知できるかなというふうに思った、これがまず1点です。

それから、その上の図の基本的な通報ルートについてです。この真ん中の学校等って書いてあるこの空白の部分が前のページのこの部分ですよ。

●学校教育課長

はい。学校の中での対応です。

○赤松委員

学校等の真ん中にある部分が結局、学校でこう矢印がつけてあって1から5まで行く、この部分がこの部分に当たるんだという理解ですよ。それでいいんですよ。

●学校教育課長

はい。そのとおりです。

○赤松委員

そうですね。それはそういう理解でいいということで、よく理解できました。

あと、ページでいくと表紙の次のページ、これが1ページ目になるんでしょうか、これが2ページ目になるんでしょうか、それはわかりませんが、4つの虐待があつてチェックリストが書かれています。下のほうには、4つの虐待に共通する発見のためのチェックリストという8項目がありますよね。これ、上下4つの順序はどうなんだろうと思いました。私が申し上げた視点での検討はされましたか。考えてみると、4つの虐待に共通する発見のためのチェックリストが先にあつて、具体的には、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、このチェックリストとしては細かく言うところなんですよという順序のほうがよいのではないかと考えたのです。このことについて、御検討されましたか。

●学校教育課長

はい。検討いたします。

○赤松委員

いや、いいものをつくるためにどうかなというふうに思ったものです。

●学校教育課長

ありがとうございます。

○赤松委員

それから、この2の対応のポイントのところのチェックリストというこのチェックリストはこの4つの虐待に関するチェックリストプラス共通する発見のためのチェックリスト、どちらも含んで考えるのですか。

●学校教育課長

どちらもでございます。

○赤松委員

どちらもですね。であれば、そのことが明確になるようにしたほうがいいのかと思いました。

それと、この米印1、2、3のおっしゃっていることはよくわかりますが、この段階で明らかに緊急を要する場合や米印1ですが、明らかに緊急を要する場合は、子供を家に帰すことが危険な状況のことをいいますとか、そういう表現にされてはどうですか。結局この米印をぱっと見たときに当然この米印に対する説明が下になされているというふうに思いますので、明らかに緊急を要する場合は子供を家に帰すことが危険な状況の場合に当たりますとか、何かそういう表現は要らないのかなというふうに思いました。米印2も園長、校長、そういう何か、この米印をぱっと見たときにそれにきちんと対応するような表記が頭に必要ではないかというふうに思います。米印3ももちろんそういうことです。米印を見たときに米印に対応する表記がきちんと書いてあるほうがいいのかと思いました。

●学校教育課長

ありがとうございます。

○赤松委員

字数が限られているので、いっぱいいっぱいの中で、私ちょっと欲張りを言っていますので、できないは別にして、検討されてはどうかというふうに思いました。

以上です。じっくり読ませていただいて、素晴らしい概要版ができつつあるんだなということで先生方の御苦勞がよくわかります。いいものにしていただきたいと思います。

●学校教育課長

検討いたします。

◎教育長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。濱田委員。

○濱田委員

児童虐待防止対応マニュアルですが、これを学校へ周知するときのその方法というのはどうされるのか教えていただきたいと思います。

●学校教育課長

まず、次回の校長会で改めてポイントについて、説明します。次に、生徒指導連絡協議会において、今言ったポイントを説明したいと思っているところです。

○濱田委員

そうですか。そこから学校の個々の先生たちに伝わるのですか。

●学校教育課長

いや、これが先生方に届きます。

○濱田委員

それは学校の中で説明されるのですね。

●学校教育課長

必ずやるようにします。

○濱田委員

わかりました。

●学校教育課長

ここに記載されているように、これを使って定期的に研修を行うよう、指導したいと思っています。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第86号、第87号及び第97号を承認いたします。どうかよろしく願いいたします。

●学校教育課長

どうもありがとうございました。

【報告第85号】

◎教育長

それでは、報告第85号を教育総務課長から説明いただきます。よろしく願いいたします。

●教育総務課長

教育総務課です。よろしく願いいたします。

報告第85号「専決処分した事務、都城市教育委員会名義後援・共催について」御説明いたします。

ページあけていただきまして、名義後援につきましても、令和元年8月20日から9月19日までに申請があったもので、12件を承認しております。中でもナンバー59の申請団体につきましても、発達支援の専門家ではなくても子育てや子供の支援をしたいと思う方々をつなぎ、ともに学び、支援の輪を地域に広げていくことを目的に結成された団体で、大分、鹿児島、宮崎でそれぞれ結成されている団体でございます。今回は、発達の違い、多様性、特別支援教育などを学ぶ入門コースと専門的な応用コースの2コースがありまして、入門コース8回全てを受講すれば一般社団法人の認定

資格でありますが発達サポーターの取得が可能になるというものになっております。

ナンバー60番の都城中央ライオンズクラブ杯九州選抜大会につきましては、これは中学生の硬式野球大会で、九州各県から24チームが一堂に会して都城の球場で大会が開催されるものでございます。

ナンバー65、令和元年度山之口地区ふれあい大運動会につきましては、先ほどスポーツ振興課からお話がありましたが、山之口運動公園が県立の陸上競技場建設工事に伴い、現在の陸上競技場を使用できるのが今回最後になるということもありまして、地元のまちづくり協議会主催で大運動会が開催されるものです。近年は、グラウンドゴルフなど競技種目が限られるスポーツ大会につきましては、毎年開催されていましたが、誰でも参加できる運動会は15年ぶりに復活するということだそうです。

61番のスペシャルオリンピックスにつきましては、知的障害者スポーツのオリンピックで水泳、陸上、ボーリングなどのほか、冬季競技としてスノーシューイングなどが行われ、全国大会、世界大会も開催されております。都城からも世界大会のメダリストを輩出し、市長表彰等受けられる活躍をされております。平成29年度は水泳、今回はボーリングの県大会が都城で開催されるものでございます。いずれの事業も名義後援に関する規則にあります対象事業、対象団体等に該当すると判断し、承認をしたものでございます。

次のページをごらんください。共催につきましても、令和元年8月20日から9月19日までに申請があったもので、21件を承認しております。先ほど島津邸から話がありました盆栽展の1件のほか、学校教育課担当分になっております。

以上で、報告第85号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第85号につきまして何か御質問があればお願いたします。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第85号を承認いたします。ありがとうございました。

【その他】

特になし。

◎教育長

それでは、令和元年10月の定例教育委員会の全てを終わりたいと思います。

本日はまことにありがとうございました。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書 記

教育長